

平成 27 年度 第 3 回高知県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

- 1 日時 平成 28 年 2 月 18 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30
- 2 場所 ザ クラウンパレス新阪急高知 3 階 花の間
- 3 出席者

会長 高知県知事	尾崎 正直
委員 高知県小中学校長会 会長	西尾 洋之
高知県高等学校長協会 会長	池 康晴
高知県私立中高等学校連合会 会長	森 暁
高知大学教育学部附属小学校 校長	渡邊 春美
高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会 会長	川北 恭弘
高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長	前田 長司
大阪市立大学名誉教授	森田 洋司
高知弁護士会	金子 努
高知県臨床心理士会 副会長	濱川 博子
高知県市町村教育委員会連合会 会長	時久 恵子
高知市教育長	横田 寿生
高知地方法務局人権擁護課長	井ノ口 忠明
高知県地域福祉部長	井奥 和男
高知県文化生活部長	岡崎 順子
高知県教育長	田村 壮児
高知県警察本部生活安全部長	秋澤 淳一
高知県中央児童相談所長	福留 利也
※欠席委員 中澤 宏之	

4 概要

(1) 開会

- ・ 交代委員 (時久 恵子、横田 寿生、福留 利也) の紹介とあいさつ
- ・ 今回欠席される委員の報告

(2) 会長挨拶

前回は、相談体制の充実とネットを介したいじめの問題について、貴重な意見をいただいた。今回は、その意見を踏まえ、県としての対策案を説明させていただく。

特に、いじめの問題、不登校の問題等については、スクールカウンセラー (以下、SC)、スクールソーシャルワーカー (以下、SSW) 等の配置を含めた様々な相談体制の充実を図り、ワンストップ、且つトータルに相談を受け付けることができるように、心の教育センターの体制を抜本強化する。残念なことに、全国でいじめに起因する不幸な事件が起きている。いじめの問題は、対岸の火事ではない。今後も私たち自身が、自覚を持って取り組んでいくことが大事である。

会次第に従い進行する。よろしく願います。

(3) 議事

1 相談体制に関する今後の取組について

事務局<資料 1-1、1-2、1-3、1-4 に基づき説明>

会長

事務局より説明いただいた。補足説明があればお願いします。

委員（高知県教育委員会）

心の教育センターにおけるワンストップかつトータルな教育相談体制づくりについては、関係機関との連携が必要であり、関係機関との連絡協議会等も考えている。また、この相談体制を広報するために、関係機関全ての連絡先を掲載したカードを配布し、広報活動にも努めたい。

会長

相談体制の問題では、まず学校での対応が大事であるということは前提である。そのうえで、ワンストップかつトータルな相談機関設置の必要性をこれまでの会議で指摘いただいた。事務局の説明に対して、より効果的に進めるために必要な点等ご意見を賜りたい。

委員

前回までの議論を受けて作られた、ワンストップかつトータルな相談体制の案は、非常によく考えられたものである。内部での対応等にも、その専門性が生かされる形になっている。心の教育センターが、このような新たな相談体制の支援の中心となることは素晴らしいことである。

この問題に対し、学校も頑張っており、SCも増えてきた。ところが、いじめとか不登校とかの問題行動は、増えたり減ったりで学校は困っている。学校が信頼できて、的確に専門的なアドバイスをもらえれば安心できる。そのためには、教育現場と心理の専門家が直接つながった、早期対応のルートが必要である。心の教育センターと、SC、学校とのつながりを大事にしなければならない。

また、カウンセラーが、その能力を高めるには時間がかかる。心の教育センターがその育成の場となることも重要である。

会長

学校のSC、SSWと心の教育センターが一体となって動けるように、新しい体制の運営方法を工夫しなければならない。相談担当者の育成については、資料の1-4にあるように学習会を考えている。心の教育センターでのSC、SSWの育成については、もう一段考察を深めて、次回の会の時にお話をさせていただく。

委員

法務局では、いじめの相談事案に対し、人権侵犯事件の調査、救済手続きということで、学校と情報交換をしながら、事件の終結に向け連携を図ってきた。その範囲は県内広域に渡っている。

心の教育センターをワンストップとする相談体制はいいことであるが、特に早急な対応が必要な場合、県内全体をどのような形で、実務的に網羅できるのかについて質問する。

会長

それぞれにメリットとデメリットがあるので、法務局とは、是非今後も連携させていただきたい。心の教育センターは、県内1カ所であるが、まずは学校が把握して、先生方が心の教育センターに連絡をするということができれば、県内全体にネットワークが張り巡らされることになる。ただし、学校が把握できないという場合もある。その場合には、心の教育センターに直接電話をいただくような形になる。

委員

日帰りで対応できる範囲であるため、早急な対応は可能である。緊急であれば、担当の指導主事や、S C、S S Wが直接学校に出向いて行く。また、電話でも相談可能である。

会長

人権侵犯事件に関わる可能性のあるような事案も考えられる。これからも連携を密し、法務局が把握された様々な情報を、共有させていただきたい。また、心の教育センターで把握した情報についても共有させていただく。よろしく願います。

委員

これまでも、学校と関係機関とは連携を図ってきた。それと同時に、学校や教育委員会から、直接に心の教育センターに連絡、報告し、関係機関と連携するということであろう。対応も二本立てなら、機関の利用の仕方も二本立てという理解でよろしいか。

会長

その通りである。従来の方法に、プラスアルファで、バックアップするという考え方である。心の教育センターには今まで、各学校を十分にバックアップできるほどの規模、人員が無かった。

学校のS Cが、より専門性のある心の教育センターに日々相談できるということを、現場に周知徹底できるかということが、大きなポイントである。大いに力を入れていきたい。

委員

個人情報の取り扱いは、難しい問題である。当然、守秘義務があるという前提の話であるが、国の個人情報保護法では除外規定があり、子どもの健全育成に必要な情報については関係機関の情報共有は可能だと考えられている。

高知県の条例についても、国と同じような扱いであるか。この相談体制のなかでは、非常に重要な要となる情報である。もしも、部分的な共有しかできなければ、それは課題となる。県条例との兼ね合いで検討されなければならない。

委員

この問題に関しては、行政機関の保有する情報公開法、あるいは個人情報保護法に基づく二つの法律がある。どの県も、二つの法律の基準内に合わせる形で、条例を作られていると考える。この問題は、個人情報ではなく、行政機関の保有する情報公開法に基づく部分の守秘義務をどうするかという問題であろう。一定の関係機関が連携して取り組んでいくというなかでは、外部に出すという趣旨にはならないと考える。

委員

SCもSSWも民生委員も、すべて守秘義務を持っている。その辺りで、制限がかかってくるのではないか。

委員

基本的に、関係機関同士であっても個人情報保護に関する制限はかかってくる。子どもの健全育成等の除外規定については、現段階では正確に確認していない。

事務局

高知県の個人情報保護条例は、基本的に国の法の流れを受けている。まず、本人同意という大原則がある。それと同時に、生命身体に危険性が及ぶような事案については、本人同意が無くても開示することができるという特例事項がある。それ以外については、個人情報保護制度委員会が認めた場合に情報提供ができるシステムになっている。

会長

資料にある機関は、ほとんど県の関係機関である。問題は、それ以外の機関との共有ではないのか。

委員

県の機関同士でも、制約はあると考えられる。子どもの健全育成に関するような明文はなく、一般的な規定として、今議論されているような除外規定があったと記憶している。

委員

子どもの成長というような文言で、それも除外規定のなかに入っていたと思う。

委員

制限があるとすれば、連携体制そのものの根幹にかかわる、お調べいただきたい。

委員

この相談体制が、機能的かつ機動的に動いていくためには、情報の共有は非常に大事である。しかし、保護者が相談内容を学校に伝えてほしくないという事例がしばしばある。そういう場合どうなるのかを、具体的に教えていただきたい。

事務局

基本的に命に関わる事案は、伝えることになろうと考えている。ただし、相談者が安心して相談できることが原則であり、命に関わらない事案については、相談者のニーズを大切にしていく。

学校での支援が必要と思われる場合は、そのことを相談者に伝え、説得する等の対応を考えている。

委員

進学した児童生徒の子ども理解、環境、背景等の情報共有について、全国的に課題が見られる。細部まで情報共有することが容易ではない。校種ごとの管理者の違いで、それぞれの条例が壁になって小中高の連携が図られにくい。

委員

おっしゃる通りである。小中高で、児童生徒の支援情報を引き継ぐようお願いしている。基本的に、保護者の同意が条件になるものもあり、必要な情報が伝わってきていないという話はある。

会長

命に関わるような事態の時には、学校と関係機関が情報共有する。ただし、学校が把握していない等の状況も考えられる。だから、逆に学校の外にワンストップかつトータルの役目を持たせているという認識でよろしいか。

委員

学校との情報共有について、保護者に対して説得するというのであれば、機能すると思う。

事務局

校種間の問題については、出していただける情報と、出していただけない情報がある。一定の範囲内での情報を共有するということになると考えている。

会長

もう一度、詳しく調べてお話をさせていただきたい。

委員

相談のなかで、学校や先生に伝えないでほしいと言われることは多い。大事なものは、学校と連携しなければ解決できないことを、保護者に理解してもらうことである。そのためには、相談業務に関わるＳＣ等と保護者との信頼関係が必要である。法律等、難しい部分はあるが、人の心の問題であり、子どものことを考えた時に納得していただけることが多い。

会長

ケースに応じた具体的な動きというものを、フロー図にするようお願いする。例えば、学校には言わないでほしいという相談に対して、その先の具体的な対応はどうするか。外部の関係機関との連携が必要であるが、それについてはどのように行うか。それらを、整理して次回までに示していただきたい。

委員

この教育相談体制については、大変期待している。学校側も心の教育センターとは、十分に連携できてきたとは言えない。校長会としても、新しい心の教育センターの体制について周知徹底を図るとともに、積極的に相談ができるような働きかけをしていきたい。迅速でタイムリーな対応をお願いする。

委員

県立高等学校としても、バックアップ体制ができることは、安心できる。学校としては、自分のところの問題であるとして考え、解決できる力を付けていきたい。その力を付けるためにも、学校から相談させていただきたい。

中学校と高等学校の連携は、高校にとっても大切な問題であり、入学後に高校側から中学校に対して問い合わせを行っている。

委員

私学から見ても、相談を進めやすい環境になりありがたく思う。S Cの対応によって、解決に結びついたり、早く見つかったりしたケースは、これまでに経験している。

委員

心の教育センターの仕組みは、弁護士会としてもありがたい。弁護士会の課題は、各機関との連携である。弁護士が関われば、解決できる事案もあると思うが、電話相談等の件数は伸びていない。新しい相談体制のなかで、司法のサービスを受けた方がいいと見立てられた場合には、是非弁護士会にも声をかけていただきたい。

委員

民生委員も個人情報の取り扱いには、十分な配慮を行っている。高知市の民生委員連合会のなかに、4月にできる児童部会には、教職経験者を含む主任児童委員が約50名いる。子育て、赤ちゃん訪問、新入学児童の保護者とのつながりも持ち、民生委員の訪問見守り体制を充実させていきたい。

会長

次回、もう一段、詳細な運用のあり方について、取組のあり方について、我々として検討を重ねて皆さまにご説明したい。

2 ネット問題に関する今後の取組について

事務局<資料 2-1、2-2、3に基づき説明>

委員

補足説明する。児童会・生徒会交流会の取組スケジュールである。子どもたちによるルールづくりとあるが、主題となるのはネットいじめであろう。しかしネット問題には、ネット依存による健康問題等、それ以外の様々な問題が絡まってくる。ルールづくりについては、あくまで様々な問題を含めて考えていく。子どもたちにいろいろな情報を提供したうえで、ルールを考えてもらいたい。

会長

この問題について、ご意見を願います。

委員

ネットフォーラムと実行委員会に参加させていただき、大変有意義であった。生徒から生徒への発信というのが大事である。PTAでもネット問題について研修を行い少しずつ浸透しているので、今一度、PTAが力を合わせて何ができるのか考えていきたい。

委員

本校の生徒が、ネットフォーラム実行委員をやってくれた。そのアピールを受け、開かれた学校づくり推進委員会で委員と保護者、生徒会、教員で、討議した。保護者や教員こそがネットの危険性等について知る必要があるとか、親子参加の講演会を開くことが大切である、といった意見が出された。また、ルールについては、一律に学校で作って守ることは難しく、家庭の協力が必要ではないかということが出された。こういう意見を持って、児童会・生徒会の交流会に臨ませたい。期待している。

会長

その他に、ご意見をお願いします。

委員

ネット問題に関する取組スケジュールは、関係機関の連携を含めて体系的に展開されており、非常に評価すべきものである。

ただし、この問題に関わって、上位規定である国の法律の問題がある。子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律を受けて、平成21年に県の青少年保護育成条例が改正された。その後、ネット事情がどんどん変化し、様々な問題が生じてきた。高知県の条例には、フィルタリング等の危険防止という面は盛り込まれているが、過度な利用や利用時間等に関することには触れられてない。その状況のなかで、今のルールづくりや基準づくりという流れがある。これらの法律等の整備は、国及び地方自治体の役割であり、その責務である。高知県の保護育成条例を現状に合わせて改定することが、県内の各市町村の方向付けになると考える。

また、高知県が今取り組もうとしているのは、児童生徒の安全安心に関わることであるが、この法律は18歳未満の青少年が対象である。インターネットの安心安全な利用について、社会全体での取組を推進するためには、保護者や事業者等の責務についても啓発を図っていかなくてはならない。保護条例改正を促進することで、民間団体、事業者等も連携協同体制のなかにも含んでいく。ネットフォーラムに参加した子どもたちも、青少年のボランティアとして育成し、子どもたちのなかにも広げていく。そうすることで、高知県全域的な仕組みができあがると考える。

会長

貴重なご意見である。よく検討させていただく。

委員

児童会・生徒会交流集会の資料で、高知市が調整中となっているのはなぜか。

事務局

現在、高知市とは日程等を調整している。

委員

すでに他の市町村は、8月で終わっているのか。

事務局

そうではなく、この資料は28年度の計画である。年度の記載が抜かっていた。

委員

いじめ問題については、小学校の低学年からの学習が必要である。保護者も、しっかりしなければならない。本来は、子どもとしっかり話し合える家庭であることが大切である。保護者と子どもが向き合う時間を大切に、同時に、ネット問題について保護者がしっかりと研修を積むことも大切である。

会長

次回、いただいた意見を十分に検討し、取組を説明をさせていただく。

3 高知県いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況について

事務局〈資料 4、5 に基づき説明〉

会長

平成 27 年度の取組についての意見等をお願いします。

委員

県警としましては、本年度いじめ防止教室の取組を、県内の 15 校で実施した。心の教育センターの取組に対しても、積極的に協力していかなくてはならない。県警としても、児童虐待やいじめの未然防止について、連携できるよう各署に対して指導している。連絡して終わりでは、連携とはいえない。いじめ防止教室やスクールサポーターの事業をきっかけとして、実際に学校に足を運び積極的に協力していきたい。

会長

その他にご意見が無ければ、予定されていた議題三点について終了する。

4 その他

会長

最後に、来年度以降のテーマについて、意見をいただきたい。

委員

学校の立場で言えば、一番大事なのはいじめの未然防止である。いじめを起こさない環境、教職員の指導力の問題を含め、子どもが安心して通える学校にするために、皆様からご支援ご指導いただきたい。

会長

もっともなご意見である。その他にご意見はないか。

委員

法務局が連携してきた事案を見ても、実際のいじめ解消への取組のなかで、学校現場は大変な苦勞をされている。被害者、加害者を含めて解消に向けての取組はどうあるべきなのか。それこそ S C と

か、心の教育センターとか、あるいは学校独自で、教職員への研修も含めて検討が必要だと感じている。

会長

先程、来年度の本協議会で、個別のケースについて対応の仕方をいくつかお示ししたいと申し上げた。まさにそのようなケースを想定して検討を深める必要がある。併せて、どういった内容の研修が必要かということを検討したい。

委員

厳しい環境にある子どもたちへの関わりについて、協議していきたい。現実には、困っているのが、この厳しい環境にある子どもたちへの対応である。これまでの経験上、未然防止の観点から、もっと早く対応する必要があったケースもある。具体的な未然防止の対応と、重大な問題行動等に発展したケースへの対応と、その両方が課題である。

会長

特に未然防止に関わることについては、掘り下げて議論させていただきたい。

委員

未然防止のことに関することである。いじめがだめだという指導も必要であるが、なぜいじめに至ったのかについて、児童生徒自身が気づきに至るような指導を、学校現場で重視したい。これは難しいようであるが、道徳教育の充実を図る等、小学生の段階でも心に響く手法があると思う。

委員

1つはチーム学校に代表されるSCやSSWといった方々との連携。もう一つは、それを含んだ地域支援本部、あるいはコミュニティスクール。つまり学校と地域の連携をどう構築して進めるか。いじめ問題を切り口としながら、どのような連携が図れるかというところが大きな焦点である。

会長

教育大綱を策定中である。チーム学校、そして厳しい環境にある子どもへの対応の充実、さらに地域との協働が3つの柱である。そちらの取組も踏まえながら、いじめについての観点からさらなる議論を深めさせていただきたい。皆さんからの意見を踏まえ、来年度議題を設定し、ご案内させていただく。

(4) 閉会

次年度の日程については、詳細が決まり次第連絡する。